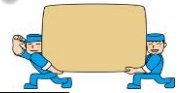




荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ

荷役作業中の安全対策に御協力を！

物流業界全体で荷役5大災害を防止しましょう



～ トラック運転者の安全確保と健康障害の防止に向けた協力要請 ～

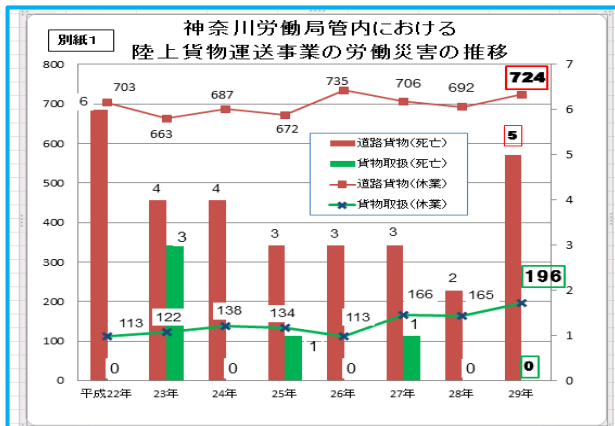
平成 29 年に神奈川県管内で発生した休業 4 日以上労働災害のうち、陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業のことをいう。以下「陸運業」という。）については**925件**発生し、昨年よりも**66件増加（7.7%）**しており、また、平成 20 年以來 900 件台になった上、**死亡災害が5件**発生している状況にあります。

陸運業で発生している労働災害の約 7 割は、大型物流センター（倉庫）や製造業、建設現場、小売業、港湾施設等の荷主等の施設（以下「荷主先等」という。）での荷役作業中に発生し、特に、トラックへの積み込み、積卸し作業において労働災害が多発しており、単に陸運業の事業者のみならず、荷主等の事業者が積極的に荷役作業の安全対策に努めていただくことが大変重要なものと考えております。

神奈川県労働局では、荷役ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）で示されている取組を「**全業種**」の荷主等の事業者と陸運業の事業者で連携を図りながら対策に取り組むよう指導を実施しており、特に死亡労働災害に結び付きやすい①「**墜落・転落**」、②「**荷崩れ**」、③「**フォークリフト災害**」、④「**無人暴走**」、⑤「**トラック後退時の事故**」を「**荷役5大災害**」に位置付け、構内での安全な荷役作業に向け荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を**4頁**の**チェックリスト**に取りまとめましたので、これらの内容を御確認の上、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

[1] 災害統計等

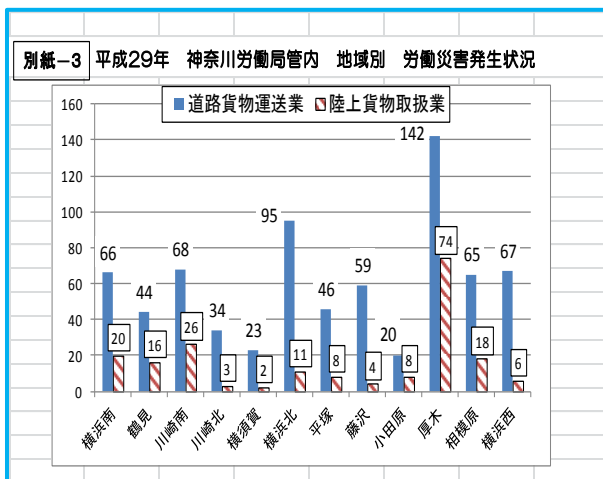
(1) 神奈川県管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



道路貨物運送業 (死亡127人 休業4日以上1,381人)			陸上貨物取扱業 (死亡7人 休業4日以上1,391人)		
1	大阪	1,081人 (+63人)	1	神奈川	196人 (+31人)
2	埼玉	926人 (-5人)	1	千葉	196人 (+28人)
3	東京	917人 (+16人)	3	大阪	161人 (+25人)
4	愛知	842人 (+88人)	4	埼玉	136人 (+20人)
5	北海道	777人 (+45人)	5	東京	127人 (+33)
6	神奈川	729人 (+35人)			

注意: ランキングの()内は、昨年との増減件数

資料: 平成29年発生労働者死傷病報告受理件数 (死傷災害累計)



災害発生状況から

- 神奈川県管内で発生している陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における労働災害は925件となっており、全国ワースト5位となっています。
- 道路貨物運送業について、729件の労働災害が発生し全国ワースト6位となっており、陸上貨物取扱業については196件発生し全国ワースト1位となっています。
- 陸運業の労働災害は、大都市圏を中心に主要な高速道路や工業地域を有している地域ほど多発する傾向にあり、災害の多くは、荷主先等の作業場所で発生しています。



(2)陸上貨物運送事業死亡災害事例

[平成 29 年発生]

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
1 月 4 時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	その他 起因物なし	夜勤乗務中、無線で連絡がとれなくなった被災者が道路脇に停まった車両の運転席で心肺停止の状態で見倒れているのを発見されたもの。その後の調査で過重な業務に従事していたことが認められたもの。
1 月 5 時頃	陸上貨物運送事業 50名～99名	その他 起因物なし	被災者が自家用車を運転中、ゆるやかな左カーブで反対車線に進入し、そのまま反対車線側の商業店舗に激突した。死亡原因は、腹部大動脈瘤破裂による失血死であった。その後の調査で、特に過重な業務に従事していたと認められた。
※3月 16 時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	はしご等 墜落、転落	客先にて、トラックに載せた積荷にシートをかける作業を行っていた際、脚立の上に乗って作業していたところ、脚立から墜落したものの。
※4月 16 時頃	陸上貨物運送事業 10名～29名	フォークリフト 激突され	コンテナ内において、被災者が1番奥に積込まれた荷の固定状況をカメラで撮影していたところ、荷を載せたフォークリフトの運転手がそれに気づかずコンテナ内に進入したため、激突された後、1番奥の荷とフォークリフトで運ばれた荷の間に挟まれたままとったもの。
4 月 23 時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	トラック 交通事故（道路）	トラックで取引先の印刷工場から翌日の朝刊を配送するため、国道を走行していたところ、交差点を直進で進入中に反対車線から右折してきた乗用車に衝突され、トラックが横転した。搬送先病院で死亡が確認された。

[平成 28 年発生]

発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 概 要
※5 月 14 時頃	道路貨物運送業 30名～49名	玉掛用具 飛来、落下	被災者が木造建築工事現場に搬入した野地板(総重量600Kg)を現場敷地内に仮置きするため、別事業場の作業者が移動式クレーンで荷下ろし作業を行った際、荷が落下して被災者に激突した。
1 2 月 5 時頃	道路貨物運送業 50名～99名	トラック 交通事故（道路）	中型トラックに乗って商品の積み込み先へ 向かう途中、緩やかな左カーブを曲がりき れずに反対車線にはみ出し、対向車（大型トラック）と正面衝突した。

- ・ 上欄の ※印太字 の表記は、荷主等の事業場構内・作業現場で発生した死亡災害です。

神奈川県労働局管内では、毎年荷主等の事業場構内での荷役作業中に死亡災害が発生しているため、荷役作業中の安全確保に向け**荷主等の事業者と陸運業の事業者が連携**を図りながら、**労働安全衛生法**を遵守し「**荷役ガイドライン**」に基づく対策を講じるよう指導を実施しております。

[2] 荷役ガイドラインに基づき荷主等の事業者が行う安全な荷役作業のすすめ方

荷主等の事業者の多くは、トラックへの積み込み・積卸し等の荷役作業を安全に実施してもらうためには、どのような対策を講じていけばよいのか、さらには陸運業の事業者とどのように連携を図っていけばよいのか、お悩みになられている事業者が非常に多いものと思われます。

このため、以下の手順を参考にして、「荷役ガイドライン」に基づく取組を実践してみましょう。

① 安全管理体制の整備

ア 荷役災害防止担当者を選任する

第1段階：「荷役ガイドライン」の取組を行うための**スタートライン**です。

- ・ 安全管理者や安全衛生推進者、物流部門の責任者等から、荷役災害を防止するための担当者（以下「荷役災害防止担当者」という。）を選任してください。
- ・ **荷役災害防止担当者**の職務内容を安全衛生管理規程等に明記してください。

【職務内容】 陸運事業場と荷役作業について**安全作業連絡書等(最終頁参照)の書面による連絡調整**や、**陸運事業者と連携した**荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を決定し実施する。

〈ポイント〉 **荷主等は、陸運事業者の「荷役災害防止担当者」と荷役作業の安全対策や連絡調整を実施するよう**にしてください。

※ 「荷役災害防止担当者」を選任したら、「荷役災害防止担当者研修」の受講をお願いします。

※ **厚生労働省委託事業「ロールボックスパレットに係る安全作業講習会(無料)」**について、9月から11月にかけて県内3か所で**講習会**が開催される予定です。各労働基準監督署へお問い合わせください。

イ 陸運事業者と安全衛生協議組織を設置する

- ・ 荷の運搬を行う陸運事業者が特定されている場合は、当該陸運事業者と合同の安全衛生協議会を設置し、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や荷役作業場所の合同パトロール等を連携して行うようにしてください。

② 荷役作業における労働災害防止の基本ルールを作成

ア 荷役作業を陸運事業者に行わせるための事前通知方法

第2段階：安全な荷役作業に必要な**ルール作り**の作成です。

- ・ 運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確にするよう指導しております。陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について**書面契約**（トラック運送業における**書面化推進ガイドライン**）の**締結**を推進してください。

【書面化】 国土交通省では、トラック運送業における荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化を図るため、「標準貨物自動車運送約款」においては**荷主等の義務**として、荷主等からの書面（運送状）の発出を確実にすることが求められており、「書面化推進ガイドライン」等でその内容が明らかにされており、厚生労働省も**荷役作業等の付帯業務**について、**荷役作業の役割分担**を決定した上で、**安全作業連絡書等**により事前に連絡調整することを荷主等と陸運事業者に求めています。

イ 余裕を持った着時刻を設定する

- ・ **着時刻を指定するに当たっては**、閑散期や繁忙期のほか連休や帰省時期等の**道路状況を考慮したもの**とし、着時刻の指定には余裕を持った弾力的な設定を行い、安全な作業手順やルールのもと安全に荷役作業が行うことができるように配慮してください。

ウ 荷役作業場所でトラック運転者が安全に荷役作業ができるようにする

荷役5大災害防止につなげていきます。

- ・ 荷役作業場所の安全性が確保されていない荷主等が多く散見されており、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床面の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷物や資器材の整理整頓等を行い、トラック運転者が安全に荷役作業ができる状況を確保してください。

荷主等が行う「荷役5大災害」防止チェックリスト

(チェック欄記入方法:「○」→実施している。「△」→一部実施している。「×」→実施していない。)

災害の種類	チェック項目		チェック (○、△、× の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか。 <u>(事前に陸運事業者との間で取り決め等をしておくことが望まれる)</u>		
墜落・転落災害	安全に使用できる設備の設置	荷主等が管理する施設において、プラットホーム(移動式のものを含む)、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。		
荷崩れ	安全なパレットの提供	荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転	陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用ルールの作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
トラック後退時	誘導員の配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

このほか、荷役作業場所において、「フォークリフト」や「クレーン」及び「コンベヤー」や「かご車(ロールボックスパレット等)」を使用するには、これらの機械ごとに安全に使用するためのルール作りが必要となります。さらに、「フォークリフト」と「クレーン」によるトラックへの積み込み・積卸し作業には、運転するための**資格が必要である**ほか、安全な荷役作業を行うに当たり**安全教育を受けた作業指揮者の選任**が必要となります。

安全作業連絡書 例)

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。
- ② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミナル 3. その他 ()	
積込作業	品 名			
	危険有害性	有・無 ()		
	数 量			
	総重量	kg (kg/個)		
	積付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ()		
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	取卸作業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
	作業員数	名	作業員数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
<u>その他特記事項</u> ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと				